

ジェファスンに於ける所有権思想の「革命」

服部, 哲郎

<https://doi.org/10.15017/2335377>

出版情報 : 史淵. 50, pp.95-103, 1951-12-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

ジエファスンに於ける所有權思想の「革命」

服 部 哲 郎

イギリスに於ける産業革命の勃發期から、アメリカ及びフランスに於ける二つの市民革命の勃發期までを蔽う十八世紀の後半部は、それらの國々に於て當時あたかも隆盛を極めた自然哲學の實踐としての農業に對する一般的關心がめざましい昂揚を示した時期であつた。英國では大地主や資本家的農業家たちが競つて廣大なる農地を開發し、綜制する運動があり、アーサー・ヤング (Arthur Young) はその熱心な思想的代辯者であつた。シエントリリーたちは争つて彼を熟讀し新技術の導入、經營規模の擴大及び農業團體の組織化はあたかも時代の合言葉たる觀があつた。當時英國に於ける農業的關心の流行が如何に熱病的であつたかは、國王ジョージ三世 (George III) がウィンザー (Windsor) に於て自ら模範農場を經營し、好んでヤングの農業年史 (Annals of Agriculture) に寄稿し、自ら「農夫ジョージ」 (Farmer George) と呼ばれることを得意としたと傳えられる一事を以ても、その一半を察知しえられるであらう。

一方フランスに於てはフランソワ・クネー (François Quesnay) を創始者として、その「ミラベール」 (Mirabeau) メルシエ・ド・ラ・リヴィエール (Mercier de la Rivière) ル・トロヌ (Le Trosne) 及びラエ・ボン・ド・ヌムール (Du Port de Nemours) 等一連のフイジオクラート (Physiocrate) がその華やかな思想活動を展開しつゝあつた。彼等は自然の秩序 (L'ordre naturel) を政治の最高原理となしその秩序に最も依存するところ多き農業を以て唯一の生産業であり、富の眞の源泉であるとした。従つて商工業は眞の意味の生産業でなく彼等の所謂純收入 (Produit net) を生

せざるものとされ、課税對象も原則として農業即ち土地の生む純収入にのみ限定さるべきであるとし、かくて國策として農業の重視さるべき所以を説いた。

かゝる農業的關心の昂揚については、新大陸も亦その例外でなかつた。ワシントン (George Washington) がジョージ三世と同様、模範農場を經營し、その經營法についてヤングと文通するほどの熱心を示し、又自ら農業を以て生涯の最上の娛樂と公言したことは周く人の知るところであり、またジェファアスンの政治的後繼者として有名なジェームズ・マジスン (James Madison) はじつにヴァージニアのアルバニール農業協會 (Albemarle Agricultural Society) の創設者の一人でもあつた。

さて、かゝる時代的背景の中に、フロンティアの地主の子として生れたジェファアスンがその思想形成の時期をもつたことは充分留意されていゝであらう。蓋し彼がその生涯を通じて示した農業と農民に對する變らぬ愛情と熱と夢とは、かの自由清新の氣溢るゝフロンティアへの深いつらなりをもつと共に、かゝる時代の吹息の豊かな培いによるものに外ならなかつたからである。例えば、フィジオクライトとジェファアスンとの間には思想的にも政策の上でも若干の重要な點に於てかなり本質的な差異が認められたにも拘らず、結局後者が前者から受けた影響の決して小さいものでなかつたことは、實際にジェファアスンの全著述の隨處に散見されるその重農主義的見解をそれ自體が之を立證するであらうし、又彼とフィジオクライト、なかんづくデュ・ボン・ド・ヌムールとの間の久しきに亘る深交關係の如き事實も兩者の間に交された多くの書簡と共に、この事を裏附けるであらう。なお、兩者共にたとえそれ〴〵獨立的ではあれ、ロックの自然哲學を繼承していたことは周知のところであり、かゝる事實がまた兩者の思想的立場を親近ならしめるという場合もあつたであらう。但しこの點については、茲では同じくロックの自然權思想を繼承しながらもジェファアスンにあつては例えばその財産權思想に於て、ロックを修正し、あるいは之を發展せしめた所さえ認められたのであるけれども、フィジオクライトに於てはそ

の點に關する限り特にロツクの見解を逸脱凌駕するということもなかつたように思われる點を指摘しておくにとゞめた
い。たゞワイジオクラートの自然權思想に關聯して一ことだけふれておきたいことはその幸福に關する見解についてであ
る。即ち、ワイジオクラートに従えば、幸福は人類生存の最高目標であり、その場合幸福は行爲の自由と其の結果を享受
する處に認められた。換言すれば自由權と財産權とは幸福の二大條件であつた。従つて彼等にとつてはこの條件を人類の
爲に保障することがとりも直さず國家の第一の使命と考えられた。そこでこゝに注意されることは、ワイジオクラートに
於てはジェファスンに見られるような幸福を權利と見る考え方は未だ見られないけれども生活を享受するには必ず財産の
存在を必要とし、財産の確保のためには行爲の自由を必要と考えることによつて財産權と自由權とを形影相伴うものた
らしめてゐると共に、就中これらを幸福の二要件として見ている點が後に指摘するように財産權を幸福權の中に含ませた
ジェファスンの考え方に何か一脈の通ずるものあるを感じしめるといふことである。併しこの點については今はこれ以上
をいうことは出来ない。

二

上記の如くジェファスンがロツクの自然權哲學にその思想的系譜をひいてゐることは疑いを容れないところである。従
つて自然權の重要な一つである財産權についてのジェファスンの見解にロツクの考へ方や表現が見出されるとして
も、そのこと自體には何等の不思議はない筈である。

さてロツクの財産權理論の主要について簡単に觸れておきたい。大地とそこに存在する萬物は本來自然のまゝでは「人
類の生存を維持し之を快適にするために」「人類の共有物」として彼等に賜つたものである。ところでこのような「共有
物」が「特定の個人の私有物」となりうるのは、彼が自己の肉體につける唯一の私有財産たる労働を之に附加しそれによ
つて他人の共有權を排除するからである。つまり「労働が最初に所有權を産む」のである。それならば人はその労働の附

加によつて、無限に所有することが許されるか。許されない。何故なら「われわれに所有權を與えるその同じ自然の法が同時にまたその所有權を拘束する」からである。然らば「神はどの程度にそれをわれわれに賜うのであるか。それは享受しうる限度に於てである」。然らばこゝに享受の限度とは何か。例えば之を土地についていえば「人が耕し、植え、改良し栽培し、そしてその生産物を利用しうる限度」である。だから「この限度を越えるものは凡て自己の分前以上のもので、他人の所有に屬する。蓋し神が人間に腐せたり駄目にさせたりするために作り給うものは一つもないからである。」(Of Property from "Two Treatises of Government," Bk. II.)
The Works of John Locke, 1812, Vol. V, pp. 352-365.)

さてジニフアスンに於ては、以上ロツクに見られるが如き財産權に關する纏つた而も詳細な理論の展開を示す論述を缺いているのは遺憾である。併しその全著述の各處に現われる斷片的所見と、とりわけその政治的實踐活動を通して示された見解とは、正しく彼がその財産權思想の理論的基礎をロツクに負うていた事實を明かにするであろう。例えば、彼が一七八五年十月、パリから長友マヂスン(Madison)へ宛てた書簡の中で「大地は人間がそこで働き且つそれによつて生計をたて、ゆくための共通の資産として與えられたものである」といふ、また「若し誰か産業を興すためにその資産の占有を許される場合には、その占有から除外された人々には別個の産業が與えられるよう配慮されなくてはならぬ」と述べて人類「共有物」たる所與としての自然、それに對する各個人の自然權としての財産權を認めてゐるとき(A. Koch & W. Peden: The Life and Selected Writings of Thomas Jefferson, 1944, pp. 389-390.)、また一八一六年「ギト・ホーン書簡に於て「財産權の基礎はわれわれの自然的慾望の中に、またわれわれがかゝる慾望を充足するために與えられた手段の中に、更にまたわれわれがそれらの手段によつて他人の同様な權利を侵害することなしに取得したものへの權利の中に存する」(Quoted from G. Chinnard, Correspondence of Jefferson and Du Pont, p. 258, by A. W. Griswold, Farming, and Democracy)と述べて財産權に關する制限の問題に觸れてゐるとき、われわれはそこにロツクを、用語の

端に至るまでの類似性に於て容易に見出すであらう。ことに彼の政治活動の分野に於ける農民の獨立自營化や、所謂封建的土地法廢止の主張などは、何れもその目ざす理想は遠大であつたといえ要するにその經濟的な理論的基礎は土地均分主義 (Agrarianism) すなわち財産制限の思想に立脚していたものであつてそれは亦、ロックの財産理論への充分なるつらなりを暗示するどころか、その實賤の面に於ける一層の徹底化乃至は發展をさえ意味するものであつたといえよう。さてそれならばジェファスンに於ては財産權思想は單にロックの理論を繼承し、あるいは精々之を或程度實踐の面に於て進展せしめたに止まるのであらうか。

三

こゝでわれわれはもう一度ロックに返らねばならない。そして次の如き彼の所論に關聯しなかんづくその財産權に於ける制限思想につき一層立ち入つて検討を加えておかなくてはならぬ。曰く「百ブツシエルのどんぐりやりんごの實を採集したものは、そうすることによつてそれらを自分の財産としたのである……(その場合)彼はたゞそれらが腐らない中に利用するように配慮しさえすればよかつたのである。さもなければ彼は自分の分前以上に取得し、他人のものを盗んだこととなる。そして自分で利用しうる以上に抱えこむということは、實際馬鹿げたことであると共に不正なことでもあつた。若し彼がその一部を誰か他の人に譲れば、彼が所藏して無駄に腐らせてしまわないで濟むばかりでなく、それを利用したことに亦なるのだ。またもし彼が一週間もすれば腐つてしまふような李を、引つゞき一年間も食用として供し得るような胡桃と交換するならば彼は他を害しなかつたことになる。……更にまたもし彼がその胡桃を一片の金屬と交換して……一生涯彼の手許に留めおいたとしても、彼は他人の權利を侵害したことはないならず、彼はそういう長持ちのするものなら自分の欲するだけいくら貯藏しても構わないのである。かくて彼の正當な財産が限界を越えるということは、彼の財産が擴大するということが問題なのではなく、その中に何か無駄にすたるものがないかどうかということに關わつているの

らぬ」⁹ (op. cit. Vol. V. p. 365.)

おもうにロックの財産理論は、人類が神から共有物として與えられた財産は殆ど無盡藏に近いものであるとの前提の下に展開されているようである。従つてそこで財産の制限が説かれるとしてもそれは特定の個人間の財産權の衝突というような問題が豫想されていることでは全くない。他人の財産に對する侵害行爲というのも、現實の他人の特定の財産を對象としていつているのではなく、未だ何人にも所屬しない共有財産に對する侵害行爲を意味しているのである。だから財産の私有に「享受」すなわち自己消費という限界が設けられていても、單にその限界を越えて所有すること自體が直ちに罪なのではなく、その超過部分を無駄にすたせた時、初めて罪を構成するわけである。かくてロックに於ては、若しその超過所有の部分が無駄にすることさえなければ、その欲するだけ財産を所有することが當然是認されてはならない。そしてじつにこの點にロックの財産に關する制限理論の精髓が存すると考えらるべきである。蓋し、かく考えることによつてわれわれは彼の精緻なる財産制限理論の展開にも拘らず、結局彼がその「財産論」(of property)の末尾に至るや貨幣經濟の進展という條件の下に私有財産の擴大、不平等化への運命的な道を是認している點をも諒解しうるからである。(Cf. op. cit. Vol. V. pp. 366-367.)ともあれ、かくして彼の財産理論の重點が、少くとも所有の制限や平等化の理念にあつたのではなかつたこと、そして若しそうであるとすればそれはやはり専ら所有の絶對性と不可侵性にあつたということが認められてこなければならぬ。然してロックの所有權思想の本質が純粹にそのようなものであつてこそ初めてそれは十七世紀英國ブルジョア層の利益を眞に代辯しうる資格をもちえたのであり、歴史の語るところは正にその通りであつたのである。されば又じつにこゝにロックとジェファスンとが袂を分つべき岐點が横つていたと見るべきであらう。蓋し小農民による理想社會の建設を生涯の念願とした彼にとつてはあらゆる意味から「財産の擴大」の前に先づ以て最小限の財産の確保が先決問題として考えられたことは當然であつたから。そしてそのような現實的要請が、彼をしてロックの財産權理

論を越えしめる動機であつたことは、いうまでもない。またそうすることによつてのみ、初めて彼はロックを自己の政治的武器として利用しえたのもあつた。

さて、然らばジェファソンは論理の上に於てどのようにしてロックを越えたであろうか。

四

こゝに於て、われわれが想起するのは、かの有名な「獨立宣言書」(The Declaration of Independence)の劈頭の一節である。蓋し、われわれは、そこに於て、外ならぬその起草者ジェファソンが、かの生命(Life)、自由(Liberty)及び財産(Estate)という自然権に關する英國傳統の「古典的列擧」(the classical enumeration)の方式を排棄し、舊き「財産」(Estate)に代うるに新しき「幸福の追求」(the pursuit of Happiness)を以つた一つの注目すべき事實を見出すからである。

「われわれは、次のような諸眞理が自明であることを信ずる。すなわち、萬人が平等に造られ、創造主によつて一定の不可讓の權利を賦與せられ、それらの權利の中に、生命(Life)、自由(Liberty)及び幸福の追求(the pursuit of Happiness)が含まれていることを。また、……」

われわれは、こゝに敢て新しき「幸福の追求」と言つた。いうまでもなく、その歴史的意義の新しさのゆえである。しかし、かくいうには、若干の説明を要するであらう。何故なら、ジェファソン自ら、後年長友ヘンリー・リー(Henry Lee)へ宛てた書簡の中で、「宣言書」起草當時の彼の意圖につき、自分は從來何人によつて考えられたことも、述べられたこともないような全く新しい思想や原理を主張するつもりは毛頭なく、たゞ廣くアメリカ人たちの間に行われていた常識を、しかも容易に一般の同意をえられるような判りやすい言葉で人類の前に闡明せんとしたまでのことである、と述べていることから見ても、また、事實、この「宣言書」の發表に先立つ二年、一七七四年に出版された、これもジェファソン

ンの知己として知られたペンシルヴァニアの州會議員ジェームズ・ウィルソン (James Wilson) のパンフレットの中に既に「幸福」に對する同じ考え方が現われている」 (Cf. R. B. Perry, Puritanism and Democracy, pp. 186-187.) 同じくジェファソンの知友ジョージ・メアソン (George Mason) の起草になり、一七七六年五月ヴァージニア州議會の採擇するところとなつたヴァージニアの權利章典 (The Virginia Bill of Rights) の中にも、「幸福の追求の權利」なる同一の用語が見られる (Cf. H. S. Commager, Documents of American History, p. 103.) などいへば、少くも新大陸に於てこの言葉は、とりわけ耳新しい響きをもつ程のものでは、もはやなくなつていたといふことがいへるであらう。しかし、それにも拘らず、特に「獨立宣言書」の中に於て、ジェファソンによつて用いられたこの言葉の歴史的意義の新鮮さは毫も失われぬであらう。蓋し、この言葉を、アメリカ人の思想と生活に深甚な影響を及ぼしたばかりでなく、さらに、それらの形成に積極的な役割を果したとさえ見られる言葉にまで高めたものは外ならぬジェファソンその人であつたから。沉んや、マックス・ベロッフ (Max Beloff) がその著トマス・ジェファソンとアメリカ・デモクラシー (Thomas Jefferson and American Democracy, p. 99.) に於て、指摘してゐるように、若し當時「ヨーロッパの哲學者たちが、幸福についての十八世紀的なあらゆる先入觀念をもつていたにも拘らず、幸福を一つの權利として考えたものは一人もいなかった」といふことが眞實であるとすれば、その歴史的意義は更に高いものとなるべきであるから。

然らば、ジェファソンはこの場合「財産」の代りに何故に特に「幸福の追求」を選んだのであるか。之に對する解釋については論議の存する所であるが、私見を以てするに、恐らくは舊きロックの財産權概念があまりにも、個人主義的であり、且つ狹隘にすぎた點がジェファソンをして慚らしめず、一層廣汎な社會學的概念を要請するに至らしめたのであまいか。勿論そういう要請の基礎には、ロックに比べて一層廣汎社會的基盤に立つ彼自身の階級的立場があり、またその立場に基く財産そのものに對する考え方があつたに相違なく、それらの凡てが相働いて彼をそこに赴かしめたのである。

う。

アメリカの思想家パリンントン (V. L. Parrington) はその著「アメリカ思想の主流」(Main Currents in American Thought, p. 344.) の中で、ジェファアスンのこの「権利の置き換え」に言及し、それを「ロックスがイギリスの中流階級に遺贈した財産権についてのホイッグ的原理との完全なる分離」を意味し、かくて英國傳統の所有權思想に一つの「革命的な轉換」(“a revolutionary shift”)を齎したものであると述べた。蓋し至言とすらべきであらう。

(一九五一年・一一・一一)